

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月16日
【報告者の氏名又は名称】	レッドオスカーキャピタル株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町一丁目11番28号 東京フィナンシャル会計事務所内
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-3539-3744
【事務連絡者氏名】	東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社 代表取締役 公認会計士 能勢 元
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	レッドオスカーキャピタル株式会社 (東京都千代田区永田町一丁目11番28号 東京フィナンシャル会計事務所内) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、レッドオスカーキャピタル株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社セレブリックスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注9) 本書中の「株券」とは、株券についての権利を指します。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

株式会社セレブリックス

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(注) 対象者は、上記普通株式以外に、本書提出日現在、平成16年3月15日開催の対象者臨時株主総会決議に基づく新株予約権1,150個(新株予約権の目的となる株式の数は5,750株です。以下「対象者新株予約権」といいます。)を発行していますが、対象者新株予約権については、8名の個人(当社の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である江川利彦氏と当社の取締役及び対象者の取締役である高橋二郎氏を含みます。以下、8名を併せて「対象者新株予約権者」といいます。)が所有しております。当該新株予約権については、本公開買付け(下記「3(1)本公開買付けの概要」において定義されます。)において、当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われなことに同意する旨の書面を対象者新株予約権者から受領しておりますので、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号に定める全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等を規定した府令第5条第3項第2号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘は行いませんでした。

### (3)【公開買付期間】

平成24年11月27日(火曜日)から平成25年1月15日(火曜日)まで(30営業日)

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(84,666株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(92,253株)が買付予定数の下限(84,666株)に達しましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(平成24年11月27日付け公開買付開始公告の訂正の公告及び平成24年11月30日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券の全部の買付けを行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年1月16日、株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	92,253(株)	92,253(株)
新株引受権証書		
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等預託証券( )		
合計	92,253	92,253
(潜在株券等の数の合計)		( )

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	92,253
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主の議決権の数(平成24年11月12日現在)(個)(g)	126,999
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$	72.64%

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数(g)」は、対象者の平成24年11月12日提出の第15期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第3位を四捨五入しています。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。

以上